■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約締結日	履行期間 （納入期限）		適用条項 （地方自治法施行令 第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	都市整備部	道路課	公共用地境界確定補助業務	公益社団法人大阪公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	¥13,423,256	令和8年4月20日	令和8年4月21日	令和9年3月31日	第2号	当該業務を確実に実施するには、専門知識、ノウハウ及び豊富な業務実績等が不可欠であるため、本市土地境界確定作業の実績も豊富で、多くの土地家屋調査士を抱えた大規模集団であることから人的代替性が確保できる唯一の公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約を行うものである。
2	都市整備部	道路課	法定外公共物用途廃止に係る 表題登記等業務委託	公益社団法人大阪公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	¥1,275,406	令和8年4月20日	令和8年4月21日	令和9年3月31日	第2号	当該業務を確実に実施するには、専門知識、ノウハウ及び豊富な業務実績等が不可欠であるため、本市土地境界確定作業の実績も豊富で、多くの土地家屋調査士を抱えた大規模集団であることから人的代替性が確保できる唯一の公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約を行うものである。
3	都市整備部	道路課	大東市道路台帳更新業務委託	アジア航測株式会社	¥9,133,488	令和8年7月21日	令和8年7月22日	令和9年3月31日	第2号	本業務は道路台帳の更新という年次継続的業務であり、他業者が業務を行う場合は、アジア航測株式会社のシステムで使用している既蓄積データについて、他業者がシステムへの載せ替えを行うこととなり、費用面で多大な負担が発生すること、また既に契約した業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるおそれがあることから、当該業務を履行できるのはシステム管理元であるアジア航測株式会社しか存在しない。よってアジア航測株式会社と随意契約を行うものである。
4	都市整備部	道路課	R8大字龍間地内法面補強工事	株式会社藤建設	¥4,950,000	令和8年8月14日	令和8年8月17日	令和8年9月30日	第5号	本工事は道路法面崩壊に伴い、復旧及び既設の土留を補強する工事です。 道路の安全通行に支障するため、早急に復旧する必要があります。また、過去に当該崩壊箇所隣接箇所においても同様に法面崩壊があり、今回の崩壊で隣接箇所土留部にも一部損傷が見られた。そのため、隣接箇所を施工し、既設構造物と地形を熟知している株式会社藤建設に施行令第１６７条の２第１項第５号の規定のとおり、随意契約をするものです。
5	都市整備部	道路課	R8住道新橋左岸鉄扉レール補修工事	株式会社IHIインフラスクエア 関西支店	¥3,150,400	令和8年8月21日	令和8年8月24日	令和9年3月19日	第2号	住道新橋は昭和５４年３月水害対策として大阪府が恩智川改修工事に伴い、可動橋を設置しました。当該地の恩智川の水位が警戒水位に達した際には鉄扉を閉鎖し、可動橋を上昇させています。 　当該施設は、鉄扉・可動橋及び共用施設から成り、可動橋については道路管理者の施設として位置付けされており、本市と大阪府との管理協定に基づき、本市が管理委託を発注しています。 　住道新橋止水用鉄扉及び可動橋設備は㈱栗本鐵工所（現：IHIインフラスクエア）が施工業者であり、橋梁操作及び点検に関して密接不可の関係にあることから、更新工事を施工業者以外の者にさせた場合、設備等の使用において、トラブルが発生した場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約をするものです。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約締結日	履行期間 （納入期限）		適用条項 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
6	都市整備部	道路課	R8住道新橋可動橋（左右岸）間詰ゴム更新工事	株式会社IHIインフラスクエア 関西支店	¥2,292,400	令和8年8月21日	令和8年8月24日	令和9年3月19日	第2号	住道新橋は昭和54年3月水害対策として大阪府が恩智川改修工事に伴い、可動橋を設置しました。当該地の恩智川の水位が警戒水位に達した際には鉄扉を閉鎖し、可動橋を上昇させています。 当該施設は、鉄扉・可動橋及び共用施設から成り、可動橋については道路管理者の施設として位置付けされており、本市と大阪府との管理協定に基づき、本市が管理委託を発注しています。 住道新橋止水用鉄扉及び可動橋設備は㈱栗本鐵工所（現：IHIインフラスクエア）が施工業者であり、橋梁操作及び点検に関して密接不可の関係にあることから、更新工事を施工業者以外の者にさせた場合、設備等の使用において、トラブルが発生した場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約をするものです。
7	都市整備部	水政課	電気需給契約	株式会社グリーンパワー大東	（高圧） 基本料金 ¥1635.00/kW 従量料金 夏季　¥16.68/kWh その他¥15.73/kWh （低圧） 基本料金 ¥1130.00/kW 従量料金 夏季　¥14.35/kWh その他¥12.86/kWh	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	当該供給業者は、公園、道路、学校等で発生した剪定枝や建築廃材等から作られた木質バイオマス燃料により発電を行っている市内業者である。 本市域内で発電された電力を購入することにより、エネルギーの地産地消を推進するとともに、地球温暖化の防止及び経費削減を図ることができることから、令和8年度に関西電力株式会社から電力需給の切替えを行い、契約を締結するものである。
8	都市整備部	水政課	五軒堀川排水機場除塵機等補修工事	株式会社酉島製作所　大阪支店	¥126,720,000	令和8年6月5日	令和8年6月8日	令和10年3月31日	第2号	五軒堀排水機場は、（株）酉島製作所が整備を行った排水機場であり、当該事業者以外で部材を交換した場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になる。性質が競争入札に適しないため随意契約を行うものである。